



Q 1. この登録事業の目的は何ですか。

本事業は、健康経営に取り組む（取り組もうとする）県内事業所を幅広く募集して登録し、健康経営に係る情報提供や対外的なイメージアップに活用いただけるステッカーやイメージロゴの配布など、県が健康経営の実践を応援するものです。

本事業は、企業や団体に健康経営に取り組むきっかけとして頂くことを大きな目的としています。

Q 2. 本事業と他の健康経営の認定や認証制度との違いや、本事業との関係はどうなっていますか。

他の各制度は優良な健康経営を実践する企業を審査して、一定の評価を与えるのに対して、本事業は健康経営に取り組もうとする企業や団体を増やしていくことを主眼としています。

本事業は、健康経営に取り組む際の入り口である一方で、

- ・全国健康保険協会神奈川支部、健康保険組合連合会神奈川連合会の「かながわ健康企業宣言」
- ・横浜市の「横浜健康経営認証制度」
- ・経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」

などは、主に健康経営の取組みが一定程度進んでいる事業所を対象に、取組みの内容を評価し、認証や認定を行うものです。

Q 3. 全国健康保険協会神奈川支部、健康保険組合連合会神奈川連合会の「かながわ健康企業宣言」認定はどのような制度ですか。

全国健康保険協会神奈川支部、健康保険組合連合会神奈川連合会の「かながわ健康企業宣言」における「健康優良企業」認定の評価項目の一つに、本事業への登録もあり、各々の認定を受ける際の加点要素となります（平成 29 年 10 月より）。

Q 4. 横浜市の「横浜健康経営認証制度」はどのような制度ですか。

横浜市の「横浜健康経営認証制度」は、健康経営に取り組む横浜市内の事業所を対象にした健康経営認証制度です。事業所の健康経営の取組状況を評価項目に基づいて審査し、「A」「AA」「AAA」それぞれのクラスに認証します。

Q 5. 経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」はどのような制度ですか。

経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」は、特に優良な健康経営を実践している法人を審査し、認定する制度です。県内法人※の認定の条件（中小企業部門）には、「かながわ健康企業宣言」への参加が必要になっています。

※他都道府県所在の健保組合加入の法人は、健保組合加盟の都道府県別連合会が実施する「健康企業宣言」への参加が必要です。

Q 6. 登録のメリットは何ですか。

対外的なイメージアップに活用できる登録証やステッカー、名刺に刷り込めるイメージロゴを配布します。また、県のホームページや事例集で事業所名等を紹介します。

また、CHOが健康課題を把握できるよう、従業員がマイME-BYOカルテに入力した健診結果を、県内の他企業の傾向と比較できるように、分かりやすくグラフ化して提供します。

その他、従業員の健康づくりに活用できるウォーキングイベントなど、県や保険者（全国健康保険協会神奈川支部、健康保険組合連合会神奈川連合会）から、CHO構想や健康増進に係る情報提供を行います。

また、経済産業省のアンケート調査では、就活生の多くが就職先を決める上で、健康経営に取り組んでいることが決め手のひとつとなると回答しています。

経済産業省 次世代ヘルスケア産業協議会 健康投資ワーキンググループ（第13回）
「アクションプラン2016 進捗報告」参照

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/kenkou_toushi_wg/013_haifu.html



登録証
(イメージ)



ステッカー
(イメージ)



イメージロゴ
(名刺への刷り込みイメージ)

Q 7. 登録の要件は何ですか。

県内に所在する事業所であり、その事業所にCHOを設置し、継続的に従業員とその家族の健康づくりを実施していただくことが主な要件です。

その他詳しい登録要件は、実施要綱の登録要件を御確認ください。

なお、登録は無料です。

Q 8. 応募方法を教えてください。

登録を希望される方は、実施要綱等を御確認の上、CHO 構想推進事業所登録申請書（様式1）、CHO 構想推進事業所登録申請書別紙（様式2）、役員等一覧表（様式3）を、県に提出してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532717/>

Q 9. 申請してからどのくらいの期間で登録されますか。

原則、月末までの応募分をとりまとめ、翌月に審査して登録します。

Q 10. 既に「かながわ健康企業宣言」や横浜市の「横浜健康経営認証」を受けているが、本事業に登録できますか。

他の事業の認証等を受けていても、本事業に登録することができます。

Q 11. 登録抹消となる場合はありますか。

以下に該当する場合、登録を抹消することがあります。

- ・毎年提出いただく報告書の提出がない場合
- ・労働基準監督署の指導を受けるなど、要綱に定める登録要件を満たさなくなった場合
- ・従業員の健康づくりに取り組んでいないなど、要綱に定める登録企業の責務を果たせなくなった場合

Q12. 登録は事業所ごとに行わなければいけませんか。

事業所ごとでも、企業ごとでも、どちらでも登録することができます。

Q13. 本店だけでなく、複数の支店（事業所）を合わせて登録したいと思います。CHOは各支店（事業所）に設置する必要がありますか。

本店だけでなく支店（事業所）全体を統括するCHOを、企業ごとに1名設置していたければ結構です。

Q14. 支店（事業所）だけで登録することはできますか。

支店長などがCHOになって頂ければ、支店（事業所）単位でも登録することができます。

Q15. CHOの設置は必須ですか。

必須となります。

Q16. CHOは企業でのどのような立場の方を想定していますか。

従業員の健康づくりを企業の経営の一環として位置付けて取り組むことができる、例えば取締役社長や人事部長、支店長などを想定しています。

Q17. CHO構想推進コンソーシアムとの違いは何ですか。

本事業はCHOを設置し、健康経営に取り組む県内事業所を対象としています。

一方で、CHO構想推進コンソーシアムは、県外企業、CHOを設置していない企業や健康経営に資するサービスの提供を行う企業でも、CHO構想に興味のある企業や団体を広く対象にしています。

Q18. イメージロゴのデザインのコンセプトは何ですか。

人材を大切にするハート型の手で人々を囲むことで、従業員とその家族の健康づくりに取り組む姿を表現しています。

Q19. 名刺に刷り込むイメージロゴはどのような形で提供されますか。

イラストレータ形式または png 形式の画像ファイルで配布します。
配布したイメージロゴは名刺や会社案内等に刷り込んで使っていただけます。

Q20. 登録に有効期限はありますか。

有効期限はありません。ただし、毎年、取組状況の報告書を提出していただきます。この報告書の提出がない場合は、登録を取り消すことがあります。